

日光市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年7月制定

令和7年7月改定

日光市通学路安全対策協議会

第1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受けて、平成25年9月に「日光市通学路安全対策協議会」を設置し、平成26年7月には、活動の指針となる「日光市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

当市としては、通学路の安全対策の取組みがより効果的かつ継続的に推進できるように、本プログラムに基づき、関係機関が連携して合同点検を実施し、必要な対策について協議することで、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

第2 推進体制

本プログラムに基づく取組の推進にあたっては、関係機関で構成する「日光市通学路安全対策協議会（以下、「協議会」という。）が中心となって行います。

《協議会の委員構成》

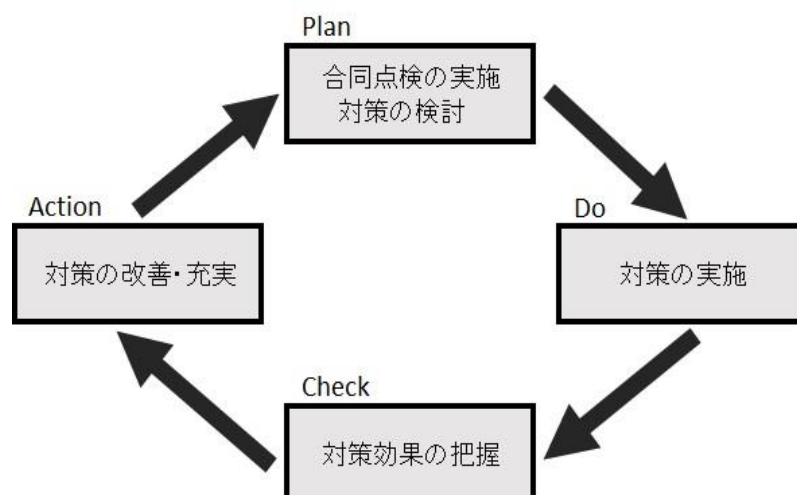
- ・各小学校における通学路の安全対策のための組織の代表者
- ・自治会の代表者
- ・交通安全関係団体の代表者
- ・今市警察署
- ・日光警察署
- ・栃木県日光土木事務所
- ・日光市（建設部、市民生活部）
- ・日光市教育委員会

第3 取組方針

1 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検と対策の検討、対策実施、効果の把握、改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性向上を図っていきます。



2 対象通学路

各小学校において児童が通行する通学路とします。

3 実施内容

(1) 合同点検の実施及び対策の検討 (Plan)

ア 危険箇所の抽出

各小学校は、保護者等の協力を得て通学路を点検し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所を抽出し、その内容を精査した上で、協議会に報告します。

イ 合同点検の実施・対策必要箇所の抽出

協議会は各小学校からの報告を受けて、関係者間による合同点検を実施し、対策の実施について、必要な箇所を抽出します。

ウ 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて、具体的な実施内容を関係機関で調整し、対策を検討します。

(2) 対策の実施 (Do)

協議会は対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図り、計画的に取り組めます。

(3) 対策効果の把握 (Check)

対策実施後の箇所については、学校や保護者等の意見を聴取し、対策の効果を把握します。

(4) 対策の改善・充実 (Action)

対策効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

第4 対策箇所一覧表の公表

各小学校の合同点検の結果や対策の実施状況等について、関係者間で認識を共有するために、日光市のホームページ等により公表します。

第5 年間スケジュール

